

行政文書不開示決定通知書

土一指令第3-10号  
令和4年 2月 2日

■■■■■■■■ 殿

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸



令和4年1月18日付けで開示請求のあった次の行政文書については、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

1 行政文書の名称	大井川茨城県知事が開設している Facebook 及び Official site にそれぞれ掲載されている県立土浦一高華道部員の肖像写真について、部員及び校長の許諾を含め、写真掲載のいきさつが分かる文書、メール、電磁的記録など
2 開示をしない理由	茨城県情報公開条例第7条第2号該当 当該文書の存否を答えること自体が、生徒の承諾の有無を開示することになり、第7条第2号の規定により不開示とすべき情報を開示することになるので、存否を答えることはできないが、仮に存在するとしても第7条第2号の規定により不開示になる文書である。
3 担当課（所）	茨城県立土浦第一高等学校 電話番号 029-822-0137

（不服申立てに係る教示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県教育委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。